

一般社団法人 Wakwak for Everyone 定款

令和3年12月28日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Wakwak for Everyoneと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、国内外の子どもや若者に対して、学びや人的・文化的交流の機会を提供し、彼らの自己実現をサポートすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1、開発途上国の子どもや若者を対象とした教育支援
- 2、オンラインでの教育プログラムの実施
- 3、ボランティア派遣、現地受け入れサポートなど、海外経験をサポートする活動
- 4、意見交換、相談、学習、人脈づくりなどを目的とした、オンラインコミュニティの運営
- 5、講演会、学校や大学などでの授業の実施
- 6、当法人の目的推進のための運営資金の創出に関する活動
- 7、当法人の目的推進のための募金活動や資金調達に関する活動
- 8、当法人と当法人の事業に関する広報活動
- 9、その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 10、前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して  
する。

## 第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の  
申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の  
主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社  
員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にする  
ものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社すること  
ができる。
- 2 死亡
- 3 総社員の同意
- 4 除名

- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

#### （招 集）

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

#### （招集手続の省略）

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### （議 長）

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

#### （議決権）

第13条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- 1、社員の除名
- 2、定款の変更
- 3、解散
- 4、その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、1人以上とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第24条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第25条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第26条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

静岡県静岡市清水区押切2284番地の2

笹瀬 正樹

徳島県三好市井川町西井川600番地

笹瀬 瑞穂

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 笹瀬 正樹

設立時理事 笹瀬 瑞穂

(設立時の代表理事)

第28条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

静岡県静岡市清水区押切2284番地の2

設立時代表理事 笹瀬 正樹

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第30条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 Wakwak for Everyoneを設立のため、設立時社員笹瀬正樹外1名の定款作成代理人である司法書士野口昌子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年12月28日

設立時社員 静岡県静岡市清水区押切2284番地の2  
笹瀬 正樹

設立時社員 徳島県三好市井川町西井川600番地  
笹瀬 瑞穂

上記設立時社員2名の定款作成代理人

東京都豊島区南池袋三丁目24番17号ベルマーレ都竹2F  
司法書士 野口昌子